

東京都福祉サービス第三者評価認証評価機関 代表者 様

東京都福祉サービス評価推進機構  
公益財団法人 東京都福祉保健財団 理事長  
( 印章省略 )

平成29年度東京都福祉サービス第三者評価の共通評価項目について（通知）

このことについて、「福祉サービス第三者評価機関認証要綱第2条第12号に規定する「機構の定める評価手法及び共通評価項目」の策定について（通知）」（平成22年3月26日付21財情報第1034号）別紙1（1）及び「東京都福祉サービス第三者評価における利用者調査とサービス項目を中心とした評価の実施について（通知）」（平成22年3月26日付21財情報第1035号）2に基づき、下記のとおり定めましたので通知します。

評価の実施にあたっては、福祉サービス第三者評価機関認証要綱及び関係通知を遵守してください。

なお、この通知の適用期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとします。

記

1 平成29年度共通評価項目

(1) 組織マネジメント項目（全サービス共通）

別紙1のとおり

ただし、別表1に定めるサービスの評価においては、別表2の項目の実施を任意とする。

なお、事業者の実態として当該項目に該当する場合は、評価の対象とする。

(2) サービス項目（各サービス別）

別紙2のとおり

(3) 利用者調査項目（各サービス別）

別紙3のとおり

2 共通評価項目の非該当の適用

事業所のサービスの実態として、評価の対象とならないと思われる場合は、東京都福祉サービス評価推進機構の了承を得て「非該当」を適用することができる。

別表1 共通評価項目に定める組織マネジメント項目のうち、評価において別表2の項目の実施を任意とするサービス

サービス種別	
高 齢	訪問介護
	訪問入浴介護
	訪問看護
	福祉用具貸与
	居宅介護支援
	小規模多機能型居宅介護(介護予防含む)
	認知症対応型共同生活介護 【認知症高齢者グループホーム】(介護予防含む)
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	看護小規模多機能型居宅介護
障 害	共同生活援助(グループホーム)
	居宅介護
子ども家庭	認証保育所B型
	児童自立生活援助事業【自立援助ホーム】
対象サービス数	合計 13サービス

別表2 共通評価項目に定める組織マネジメント項目のうち、別表1のサービスの評価において実施を任意とする項目

カテゴリー2 経営における社会的責任	
サブカテゴリー2 地域の福祉に役立つ取り組みを行っている	
評価項目1	事業所の機能や福祉の専門性をいかした取り組みがある
評価項目2	ボランティア受け入れに関する基本姿勢を明確にし、体制を確立している